

令和2年第3回有明広域行政事務組合議会（定例会）会議録

1. 開催日 令和2年8月28日（金）
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合 議場
3. 開 会 令和2年8月28日午前10時00分
4. 本日の会議に付した事件
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 代表理事挨拶
 - 日程第4 一般質問
 - 日程第5 議案第10号 工事請負契約の締結について
 - 日程第6 議案第11号 財産の取得について
 - 日程第7 議案第12号 令和2年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
 - 日程第8 審査事項の付託について
5. 閉 会 令和2年8月28日午前11時08分

6. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	荒尾市長 浅田敏彦
副 代 表 理 事	玉東町長 前田移津行
理 事	玉名市長 藏原隆浩
理 事	南関町長 佐藤安彦
理 事	長洲町長 中逸博光
理 事	和水町長 高巢泰廣

	職	氏 名
事務局	事務局 長	中嶋一也
	次長兼介護保険課長	松野成剛
	総務課 長	城戸正令
	業務管理課 長	栗原寿一
	業務管理課東部環境センター施設長	徳永惣一
消防本部	消 防 長	堀 幸夫
	次 長	村上博恭
	総務課長兼建設室長	村上和浩
	予 防 課 長	坂井昭宏
	消 防 課 長	夙野木賢信

7. 出席議員（16名）

番 号	氏 名
1 番	木村誠一
2 番	鶴田賢了
3 番	野田ゆみ
4 番	菰田正也
5 番	吉田憲司
6 番	一瀬重隆
7 番	赤松英康
8 番	西川裕文
9 番	江田計司
10 番	松田幸二
11 番	大城戸廣澄

12番	杉村博明
13番	立山秀喜
15番	濱崎久
16番	荒木宏太
17番	池田龍之介

8. 職員出席者

職	氏名
書記	中村淳児
記録	長田修平

開会（午前10時00分）

江田議長 おはようございます。ただいまから令和2年第3回 有明広域行政事務組合議会定例会を開催し、日程に従いただちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名について。2番 鶴田議員、15番 濱崎議員。以上、兩名を指名いたします。

日程第2、会期の決定について。お諮りいたします。会期は本日8月28日の1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって会期は本日8月28日の1日限りと決定いたしました。

日程第3、代表理事挨拶をお願いいたします。

浅田代表理事 はい、議長。

江田議長 浅田代表理事。

浅田代表理事 おはようございます。本日は令和2年第3回 組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、御参集を賜り誠にありがとうございます。皆様方には日ごろより当組合の運営につきまして格別の御理解と御支援をいただいておりますことに対しまして、深く感謝を申し上げます次第でございます。

まず、今回の7月豪雨によりまして被害が出られた地域の皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を御祈念申し上げたいと思っております。

続いて新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、新型コロナウイルス感染症対策に係る熊本県のリスクレベルは、最高レベルでございますレベル4の特別警報に8月4日より引き上げられております。そのような中、8月21日現在において各市町より発表されております感染者の発生状況でございますけれども、7月30日以降、熊本県が市町村別の感染者数を公表するようになりまして、それ以後でございますけれども、荒尾市が12名、玉名市24名、玉東町5名、南関町4名、長洲町59名の感染者が確認されており、各理事におかれましては、感染拡大防止の対策に苦慮をされてるところでございます。

また、さまざまな社会活動が自粛されるとともに、密閉・密集・密接の3つの密を避けることが求められている中、本議会でも感染拡大防止対策が取られての開催となり、今後の一日でも早い収束を心から願うばかりでございます。

それでは、本定例会に上程申し上げます案件でございますが、工事請負契約の締結について、財産の取得について、有明広域行政事務組合一般会計補正予算の3議案を御提案申し上げますのでございます。なお、議案の説明等につきましては事務局及び消防より説明をさせますので、議会におかれましては上程しております議案につきまして慎重な御審議を賜り、原案のとおり御承認賜りますようお願い申し上げます。招集の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

江田議長 日程第4、これより一般質問を行います。5番 吉田議員より通告がっております。

すので、質問を許します。

吉田議員 はい。

江田議長 はい、吉田議員。

吉田議員 おはようございます。玉名市選出の吉田憲司です。今回も一般質問をさせていただきます。さて、今年も熊本県南部をはじめとする日本各地に甚大な被害をもたらしました豪雨災害が発生をしてしまいました。発生直後から被災地で救助活動にあられた消防職員の皆様、そして被災した自治体の応援職員として出向された各自治体の職員の皆様、大変お疲れさまでした。私も災害ボランティアとして合計で3日間人吉に行ってまいりました。炎天下の中、床板をはぎ、床下の泥かき、泥の搬出、がれき等の運搬をやらせていただきましたが、これは気の遠くなるような戦いだなと感じました。もう一つ感じたことは、長期戦ですので、できる人ができることをできるしこ、ということです。

それでは通告に従い一般質問を始めたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。感染症に関する中心的な役割は県、いわゆる保健所が担っていると思います。しかし、その中で医療従事者でもある消防職員はその業務も隣り合わせであることは間違いありません。この感染拡大の中、救急業務についてお伺いします。

10数年前にSARSの流行が懸念をされました。当時、SARSに感染が確認されれば感染症であるために搬送は保健所が担うとされており、当時、消防職員をはじめ医療従事者が保健所に集まり、丸いカプセルに入れた状態で搬送するための取り扱いや手順の研修会があったと記憶をしています。このことから今回の新型コロナウイルスの陽性者、濃厚接触者及び疑いの患者、このような方々は基本的には保健所が搬送すべきものと推測します。しかし、感染拡大の中、保健所との間でどのようなコミュニケーションが取られているのか分かりませんが、陽性者、濃厚接触者と分かっている搬送する可能性があるのか、また、実際搬送したことがあるのか、搬送したのであればこれまで何件ぐらいになるか、まずお伺いをいたします。

堀消防長 はい、議長。

江田議長 はい、堀消防長。

堀消防長 おはようございます。消防本部の堀でございます。本日はコロナ禍の中、また、残暑厳しい中、本当にお疲れさまです。よろしく願いいたします。吉田議員の一般質問にお答えいたします。はじめに、新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、まず、消防といたしましては24時間交代制勤務という特殊な勤務体系から一人の感染者が出ますと、職員に感染するリスクがほかの業種に比べまして非常に高い状況にあります。職員に対しましては、職責の自覚を再確認させ、職員の中から一人目の感染者は致し方ないとしても、二人目の感染者を絶対出さないような対策に取り組んでいるところです。

また、緊急搬送体制につきましては救急隊員の感染防止対策の徹底、関係機関との密な情報共有、連絡体制の確立を図った上で安全・迅速な緊急搬送体制の確保に努めているところでございます。一般質問の用紙にあります(1)新型コロナウイルス陽性患者及び濃厚接触者、疑

いの患者の搬送につきましてですが、吉田議員も言われましたように新型コロナウイルス感染症は指定感染症として感染症法が準用されております。陽性患者の医療機関までの移送につきましては、本来熊本県知事が行う業務とされています。しかし、厚生労働省から総務省、消防長に対しまして移送の協力依頼というようなところもあっております。消防本部としましては移送、患者の移送にも現在協力体制を取っているようなところがございます。搬送状況としましては、管内で発生が確認された3月4日から8月27日、昨日までの半年間なんですけれども、陽性患者、これが2名を搬送しております。内訳としましては保健所の依頼により病院間の移送業務でございました。

次に濃厚接触者についてでございますけれども、1名を搬送しております。内訳としましては保健所並びに医療機関からの依頼により、自宅から病院への救急搬送でございました。また、疑い患者についてですけれども、31名を搬送しております。内訳としましては転院搬送が4件、病院に搬送したあとにですね、医者判断でPCR検査が実施された人が27名というようなところですね。検査結果はいずれも陰性でございました。はい、いいですか。以上でございます。

吉田議員 議長。

江田議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい。答弁をいただきました。消防は搬送ですけど県がやると移送ということだったですね。はい、ありがとうございます。これがですね、私が心配したのはこのグレーゾーンの中で保健所と消防がですね、グレーゾーンの中で曖昧なまま搬送されているのであれば業務分担をハッキリさせるか、それができないのであれば協定のようなものを結んでですね、相互理解の中で対応しなければならないと思っています。例えばですね、保健所が陽性者、濃厚接触者と判断をして保健所からの指示で転院搬送を行った場合のですね、防護服やN95マスクなどは県がやっぱり負担をするべきではないかなというふうに思います。また、更には救急隊が感染の疑いがある場合は速やかにですね、PCRを受けることができるなどのバックアップ体制が必要だと思います。こういったことをですね、双方がきちっと共通認識を持った上でやらないと様々な場面でズレが生じてくるような気がします。先ほど消防長も言われましたが、消防職員は常に感染のリスクにさらされています。24時間同じ庁舎内、同じ車内で過ごさなくてはなりません。さらには24時間勤務をしたあとは家庭に戻り、家族に感染するリスクもあります。さらに救急車で搬送した場合、その後の消毒作業に時間を取られることから救急者が長時間拘束をされ、本来の地域住民の救急要請に対応できなくなる可能性もあります。その点どうかよろしく願いいたします。

では次の質問です。次は感染防護衣、感染防護具の使用について伺います。私も数年前まで救急現場へ出場しておりました。現場や車内では血液、吐物それに汚物に接触することから通常の救急でも1事案で何回も手袋やサージカルマスクを交換することは珍しくありませんでした。陽性者や濃厚接触者と分かっていたらもちろん、頭から足まであの白い防護服で、マスクはN95にゴーグルといったフル装備だと思います。しかし、これだけこの地域でも感染拡

大が顕著になってくると、通常の救急業務であっても感染する可能性、高いリスクを背負うこととなります。これまでは、通常はヘルメット、ゴーグル、ブルーの感染防護衣、それにサージカルマスクだったと思いますが、現状はどのような感染対策で救急出場されているのか伺います。

堀消防長 はい、議長。

江田議長 はい、堀消防長。

堀消防長 はい。吉田議員の2番目の感染防護衣、感染防護具の使用についてでございます。現状では通常の救急の場合、それからコロナ疑いの場合、それから陽性患者及び濃厚接触者という3通りの場合で使い分けを行っているようなところでございます。お配りしております資料を御確認ください。ブルーのガウンであったり白色のガウンのやつです。まず、通常業務に、通常の救急におきましては左側の、資料の左側、標準的予防策で出場しているようなところで。ガウンの上下、ゴーグル、サージカルマスク、ゴム手袋を着装しているようなところで。

次に、コロナ疑いの場合につきましては通常の救急とほぼ同様なんですけれども、サージカルマスクを右側のですね、N95マスクに付け替えて対応を行っているようなところで。N95マスクの特徴としましては、微粒子の捕集効率が高く結核患者などでも対応する際に使用する医療用マスクになります。

それから最後になりますけれども、陽性患者及び濃厚接触者の場合につきましては資料の右側になります。まず、上下のブルーの感染防護衣でなくてツナギタイプっていうふうになります。上下つながっております。サージカルマスクがN95マスクとなりまして、手袋が2重、2枚重ねてしております。シューズカバーも付けております。さらにですね、手足首の隙間にテープを貼りまして、ウイルス等の侵入を防ぐようなことをしております。以上が出場の3通りになります。以上です。

吉田議員 議長。

江田議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい、答弁いただきました。現在は3通りの予防策で出場されているということでした。やはりこのwithコロナの時代ですね、見えない敵と24時間常に闘わなくてはなりません。しかも、いつまで続くか検討もつきません。このことを踏まえ、コロナウイルスと闘うための武器と表現される大学の先生もおられますが、この感染防護衣、感染防護具のストック、在庫の状況について次伺います。

私が救急車に乗っていたころは軽症の傷病者を搬送した場合、予算も限られている中で総務課からの指導もあり、サージカルマスクなどは特に汚れていないようなときは繰り返し使っていた記憶があります。しかし、この感染拡大の中、どこに感染のリスクが潜んでいるか分かりません。その都度、毎回交換されるべきだと思います。既にそうされているとは思いますが、そこで、現在の感染防護衣、N95マスク、消毒液など感染防護に関する備品等が今後使用して行く上で現在の在庫の状況で足りるのかどうなのか、今後の見通しをお伺いいたします。

堀消防長 はい。

江田議長 はい、堀消防長。

堀消防長 吉田議員の3番目の感染防護衣、防護具の保有状況についてお答えいたします。現在、感染防止、さっき言いました右側の白いやつ、タイベックスタイプがですね、約300着。感染防止衣の上下タイプ、ブルーの部分、上下約2,100着。N95マスク約3,000枚、サージカルマスク約1万3,000枚。それから消毒用アルコール約200リットル。それからもう一つ、消毒用の次亜塩素酸ナトリウム、これ17リットル。以上が感染防護衣と防護具の保有状況でございます。今後約6カ月間救急業務に対応できると判断しているようなところですが、ただ、上下のガウン及びツナギタイプの防護衣につきましては全国的に不足しているような状況にあります。業者からはですね、納品の期日は未定っていうような回答を得ているようなところですが、納品に関する情報収集っていうのは適時行っておりますけれども、今後の感染状況を考慮しながらいろいろな手配を、手段を模索しているようなところでございます。以上です。

江田議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい、答弁をいただきました。半年間に対応できるだろうということだったんですけど、納品のもので、確定的なことがないということで心配な面もありますが、そのへんの情報収集よろしく願いいたします。先ほど消防長も言われましたが、万が一消防職員が感染すると24時間勤務であることからクラスターが発生する可能性も高くなります。もしそうなれば地域住民の安心安全は守れなくなり最悪の事態となることも懸念をされます。消防本部におかれましては、これらが不足するようであればですね、これは私が言うことではありませんが、予算のですね、組替えとか、補正予算とか、そういうことも考慮していただき、消防職員自身を守りながら万全の体制で2市4町の皆様のもので、生命、身体、財産を守っていただきたいというふうに思います。

それでは次の質問に入ります。次の質問は消防本部におけるハラスメント等の対応策について伺います。昨年と今年、熊本県内の消防職員の自殺が相次ぎました。2件ともパワハラが原因ではないかと報道をされています。私も29年間消防にお世話になりましたが、消防の仕事は人を助けるという崇高な使命感のもと、どんな職場よりも困難に立ち向かうチームワークと命令系統、いわゆる階級により厳格なる序列が重んじられます。その基礎を採用されてすぐの消防学校初認科で教官からたたき込まれます。その消防学校で象徴される言葉、お前が行かないで誰が助けに行く。その言葉通り、今回の豪雨災害でも危険を冒して濁流と格闘した消防職員、ヘリから濁流へと救助に向かった消防職員がいます。しかし、そんな男性中心の体育会系の職場だからこそ、そういった落とし穴があるのかもしれない。振り返ってみますと私も指導する立場となり、訓練や災害現場でも自分はそんなつもりではなくても、後輩からすれば暴言やパワハラと指摘されても仕方のないことをしていたのかもしれない。いや、やっていたでしょう。また、今回悲しい2件のうち1件は現場の隔日勤務から日勤の危険物担当に配属された直後に起こったと報道をされています。私も経験がありますが、日勤と隔日勤務は勤務体系や業務内容がまったく違いますし、どちらもある程度の経験値と人間関係の構築が必要です。

そこで、お伺いします。予防担当の資格や救急救命士の資格のように専門的な業務もありますが、これまで長年にわたり同じような部署や業務に勤務されていた事例もあったと思います。もちろん専門的な資格や適性もあるかとは思いますが、このような悲惨なことがないように人事異動に一定の配慮が必要かと思いますが、その点についてお伺いをいたします。

堀消防長 はい、議長。

江田議長 はい、堀消防長。

堀消防長 2番目の質問、吉田議員の質問にお答えします。近年、ハラスメントについて社会的にも大変注目される中、吉田議員が言われましたように昨年と今年、熊本県内の消防本部で2人の尊い命が失われました。双方パワハラに関するもので第三者調査委員会が設置されまして、昨年の件は処分内容が決定され、今年の件は現在審議中となっております。消防では自然災害、火災などの危険な現場活動が求められるため、階級制度に基づいた指揮命令系統が確立されています。安全・迅速・適切な活動のためには一定程度の厳しい指導、訓練が必要となりますけれども、業務の適正な範囲を超えた指導や暴力行為は決して許されるものではございません。吉田議員の1番、人事異動についてでございますけれども、当消防本部の勤務形態の割合につきましては、日勤者が2割、あと24時間交替の隔日勤務者が8割となります。人事異動につきましては4月と10月に実施しているところで、4月が承認等による基本的な異動でございます。10月には初任科教育を終えた新規職員が学校から帰ってまいりまして、この方たちを中心とした異動をしているようなところで、消防業務を円滑に遂行する上では階級、役職はもちろんですが、救急救命士、予防技術資格者、特別救助隊員、潜水隊員など専門性の高い資格取得者を適切に配置して行く必要があります。人事異動とハラスメント対策につきましては適切な人事管理と組織の活性化を目的にですね、1年に1回、職員に対しまして希望、研修の希望調査、それから人事に関する自己申告調査を実施しているようなところで、その中でプライバシーに関する事など記載の内容によりましては速やかに事実関係の調査を行いまして、必要に応じて対策を講じているようなところで、日勤者につきましては、人員が少ない中で人材育成の困難性もあります。経験のある職員を交替で配置しているような状況にもあります。しかし勤務歴10年ぐらいの職員を配置しまして経験をさせ、適性を見ながら育成に努めていくことも重要であると考えているようなところで、今後におきましても人間関係を含めて職員の資格、能力等を考慮した配置を行いまして、職員の士気を高める人事異動に努めてまいります。以上でございます。

吉田議員 議長。

江田議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい、答弁をいただきました。今、答弁をされた消防長もですね、長く救急救命士として現場で勤務をされました。私も3年ぐらいですかね、一緒に救急車に乗らせていただきました。いろんなことをですね、勉強させていただきました。ただ、今この現在ですね、現場で勤務している職員はですね、今日、議会が開催をされて議会でどんなことが行われていることさえまったく知らない職員がほとんどだと思います。私もそうでした。市役所ではそんなこ

とはありません。どんなに新人職員でも今日は定例議会があつている、今日は常任委員会と理解をしています。その資料や答弁書の作成にも携わることもあるでしょう。しかし消防職員はそういった知識、経験が乏しいまま日勤者となり、条例改正や予算等々の消防行政を司り、いつかはこのひな壇に座り答弁をしなければならないという現実があります。どうか有明広域消防本部において今後、上司が部下を、逆に部下が上司に対してハラスメントが起こらないように御検討をよろしくお願いいたします。

次は、いろいろな事情で職員が悩みを抱えたときの相談する体制について伺います。今回のこの悲しい2件について、どこかで誰かがSOSに気付いていたら最悪のケースにはならなかったのではないのでしょうか。追い詰められて周囲の人に打ち明けられないのであれば、やはり第三者的な匿名で悩みを打ち明けられるような、そういったシステムを構築するであるとか、あるいは様々な外部の団体が行っている相談等へ促すシステムであるとか、悲しい出来事が起こる前に組織として整備する必要があると思いますが、その点について伺います。

堀消防長 はい、議長。

江田議長 はい、堀消防長。

堀消防長 はい。吉田議員の2番目、ハラスメントにおける相談体制についてお答えいたします。相談体制につきましては従来から総務課が主となり対応を行ってまいりましたが、昨今の情勢を鑑みまして、昨年改めて相談窓口を本部総務課内に設置し、職員へ周知を行ったところでございます。また、その他の相談先としまして熊本県の精神保健福祉センター、それから熊本県消防保安課など6カ所、これを明示しているようなところでございます。さらに懲戒処分の基準に関する規定の策定、及びハラスメントに関する研修等も実施しているようなところでございます。消防長としまして4月、ハラスメントの撲滅宣言をいたしまして、現在はハラスメント防止に関する規定の作成を指示しているようなところでございます。また、相談窓口につきましても総務課というだけでなく、さらに明確化をして相談しやすい環境を図って行きたいと考えています。消防は住民の命を守ることが任務であります。消防職員が自ら命を絶つようなことは決してあってはなりません。今後も職場環境の改善やハラスメント対策の充実を図り、職員がまず健康でやりがいを持って働ける職場づくりに取り組んでまいります。以上でございます。

吉田議員 議長。

江田議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい、答弁をいただきました。撲滅宣言、今初めて聞きました。今後の対応よろしくお願いいたします。ある人にとってはですね、それほど重要ではなくストレスもそんなにかからないことであっても、ある人にとっては聞き流すことができない苦しいことかもしれません。それはですね、私自身も反省をしなければならない部分がまったくないとは言い切れません。消防長も言われましたが、どうか地域住民の命を守る消防職員が自らの命を絶つことがないよう私自身の自戒の意味も込めまして組織的なサポートをよろしくお願いいたします。

では、最後の質問に入ります。では最後の質問です。最後は5月9日に発生をしました東部環境センターの爆発事故について伺います。この事故を受けまして、5月15日、金曜日に玉

名市と玉東町の選出の議員には現場の状況確認と説明が行われました。このような事故は今回で3回目とお聞きをしました。実は2回目のとき私は玉東分署に勤務をしております、現場へ出場をしました。玉名警察刑事課と合同原因調査を行い、最終的な原因判定書を書かせていただきました。今回の議会資料の中に爆発事故の報告書が添付されています。これは私の私見ですが、消防の業務の中で火災報告書を作成することが一番ストレスのかかる業務でした。今回特殊な爆発事故の報告書をまとめ上げられました玉東分署の皆様には敬意を表したいというふうに思います。さて、私が出場したその当時の事故も煙突の一番上にあった蓋が吹き飛ばされて変形しているほどの凄い威力だったと記憶をしています。今回も現場を見させていただきましたが、ダクトや各機械の変形、破裂、離脱等凄まじい威力だったと現場に行ってみて感じました。これでよく怪我人がいなかったことがまさに奇跡であり、不幸中の幸いだったと思います。そこでまず爆発事故の原因を、報告書は添付してありますが教えていただきたいというふうに思います。

中嶋事務局長 はい、議長。

江田議長 はい、中嶋事務局長。

中嶋事務局長 おはようございます。事務局長の中嶋でございます。この度の爆発事故でございますが、5月9日、土曜日の午前11時ごろ東部環境センター1号炉焼却炉の押込み送風機、燃焼用空気予熱器などの設備から大きな爆発事故が発生をいたしました。組合といたしましても即5月12日に組合理事会、そして5月15日に1市1町の玉名市、玉東町の関係組合議員会議を開催いたしまして現状の報告、並びに現地の視察などを行っていただき、今後の対応などにつきまして様々な御意見や御教授をいただいたところでございます。今回の爆発事故におきましては、幸いにも人的被害がなかったものの地元玉東町の地域住民の方々をはじめ組合議員、そして多くの関係者の皆様方に御心配と御迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

それでは、吉田議員の通告に従いまして答弁をさせていただきます。爆発事故の原因についてというふうな御質問でございますが、まずはじめに、今回爆発事故が発生するまでの行動について時系列にて御説明を申し上げます。爆発の前々日の5月7日、18時30分、1号炉焼却運転中、灰押出機のスロープより灰の搬出が少量であったため現場点検を実施いたしております。その後、18時35分に1号炉主灰サンプリング管より灰落下管の内部点検を実施し、灰詰まりを確認いたしております。18時45分、1号炉灰押出機を現場にて運転いたしましたが、スロープより灰の搬出がなかったため、内部にてブリッジ、いわゆるスロープ内が詰まった状態との可能性があることから、灰押出機の内部の水を水封が切れないところまで抜き取り、ブリッジの解消を試みましたが、その後、現場にて灰押出機の手動運転をいたしましたが、スロープより灰の搬出が確認できませんでした。そのため20時50分に1号焼却炉の緊急立下げを指示し、23時49分に1号焼却炉の立下げが完了をいたしております。その後、1号焼却炉の熱が下がるのを確認いたしまして5月9日、午前9時に灰押出機点検口から内部状況の確認をいたしております。確認行為といたしましては点検口を開け、全面に堆積灰による閉塞が

あったことにより、少量ずつ突き崩しブリッジ箇所を発見いたしております。そして灰の落下を確認後、ブリッジ箇所がないことを確認いたしまして点検口を閉鎖いたしております。そして9時15分、現場捜査による1号炉灰押出機の運転を開始し、灰押出機のスロープから灰の搬出が確認できておりましたが10時55分、灰押出機のスロープから灰の搬出が確認ができない状況であったため、現場捜査による灰押出機の運転を停止いたしまして、灰押出機点検口を開放、そして内部の確認をいたしましたところ、灰落下管の内部側壁に灰が固着していた状況でございました。その後、11時に内部側壁の付着しておりました固着灰を写真撮影しようとしたときに灰落下管上部より少量の灰が落下してきたことにより、点検口の前面にいた委託職員2名は咄嗟に両サイドに避難をいたしました。その直後に爆発が発生したという状況でございます。今回の爆発事故の原因でございますが、焼却施設のプラントメーカーである日立造船環境事業部の見解といたしましては、一つ目に灰押出機の内部に主灰が滞留していることが、失礼しました。主灰が滞留していることから水素ガスが発生した可能性があること。そして二つ目に後燃焼装置、燃焼完結装置に主灰が滞留し、灰がくすぶっていた可能性があること。そして三つ目に灰の解除作業により燃焼用後燃焼用空気の温度が上昇していることから、滞留していた可燃性ガスがダクトに上昇し、ダクト内部にダストの堆積や水分が凝縮したような痕跡があり、静電気放電が起こりうる環境であったことが爆発の要因ではないかというふうな見解がござっております。また、有明消防本部の見解といたしましては、爆発の原因といたしまして灰詰まりを除去し、灰押し作業中、灰押出機の灰落下管内で空気よりも軽い可燃性ガス、いわゆる水素ガスが発生し、焼却炉1号炉の灰落下管内の上部にある風道から押し込み送風機、吸引口までの設備内に拡散、滞留し、点検口を開けていたことにより空気の流入で混合気体を形成し、灰の中でくすぶっていた炭状の火種によって爆発したものと推定する、というふうなことの判定がござっております。従って、今回爆発を引き起こした物質の特定というものは難しいものの、水素ガス、その他可燃性物質が発生し、燃焼空気がダクト内に滞留したこと、そしてダクト内部にダストの体積や水分が凝縮したような痕跡があり、静電気放電が起こりうる環境であったことが爆発の原因と想定されるものでございます。

最後に、このような爆発事故、災害が今後発生しないように、組合といたしましても定期的に施設・現場等への巡視を図って行き、そして委託職員等と意見交換を通じて安全管理の状況確認を実施して行きたいと考えております。また、ヒヤリハットの情報の収集といたしまして、事故が起きなくてももう少しで事故になるところだった、あるいはもう少しで怪我をするところだったといったヒヤリハット体験の情報を調査、収集の実施を図り、再発防止の対策を講じ、地域住民の皆さんが安心できるよう施設の管理運営に努めてまいりたいと考えております。以上、爆発事故の原因について御答弁申し上げます。

吉田議員 議長。

江田議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい、答弁をいただきました。簡単に言うとダクトかスロープの中に可燃性ガスが溜まっていて、灰詰まりによってですね、それを除去したところ酸素が供給をされて、それが

爆発に至ったということだというふうに思います。市町村合併の前ですね、旧玉名市のクリーンセンターは八嘉地区にありました。私が入庁して間もないころ、当時の八嘉のそのクリーンセンターですね、火災が発生をし、黒い煙が半日以上上がり続けたことを記憶をしています。このように廃棄物の処理施設での事故はですね、様々な統計を見ると爆発より火災のほうが多いようです。話を戻しますが、先ほども述べましたように怪我人がいなくて本当によかったというふうに思います。最悪の事態となってもまったくおかしくはない破損状況だと思います。これを修繕し復旧させ、更には安全対策を施すにはどれくらいの期間と財政負担がかかるのか分かりませんが、最終的には地域住民にその負担が回って来ます。

それでは最後に、今後の施設の事故防止対策、そしてこれに係る安全管理体制についてお伺いをいたします。

栗原業務管理課長 はい、議長。

江田議長 はい、栗原業務管理課長。

栗原業務管理課長 おはようございます。業務管理課長の栗原です。よろしくお願い申し上げます。私のほうからは議員御質問の2、今後の防止策、安全管理体制についての御質問にお答えします。今後の防止対策及び安全管理体制の再発防止策といたしまして灰閉塞の解消作業時には当該箇所及び炉内の換気の徹底が最優先と考えられます。その対策としてまず、一つ目に灰閉塞の解消作業時は常に水素濃度を計測し安全確認の徹底を図る。二つ目に水素濃度の希釈をするために誘引送風機は運転の状態とすることを確認する。三つ目に火格子ホップの下コンベア、灰押出装置及び灰落下管の点検口は開いていることを確認すること。四つ目に燃焼用後燃焼用空気ダンパー、バイパスダンパー、出口ダンパーについては閉じていることを確認することの徹底を図って行きたいと考えております。また、先ほど局長からの答弁にもありましたが、定期的に施設現場等への巡視を図り、委託職員等と意見交換を通じて安全管理の状況確認を実施して行きたいと考えております。また加えて、現在プラントメーカーである日立造船と再発防止に係る設備の検討も並行して進めております。対策の内容といたしましては炉の停止中にガス・水素などが滞留しないような装置の整備、また、水素濃度計及び強制換気を行うための装置の整備など、効果的な対策を現在検討している最中でございます。組合としても最小の経費で最大の効果が得られる対策を早急に講じて行きたいと考えております。以上でございます。

吉田議員 議長。

江田議長 はい、吉田議員。

吉田議員 はい、答弁をいただきました。この事故はですね、防げたのか防ぎようがなかったのか分かりませんが、4回目は絶対にならないようお願いをしたいというふうに思います。そして廃棄物処理を安定的に行うことこそが地域住民への安定的な廃棄物の行政サービスにつながると思います。そのことをお願いをしまして今回の私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

江田議長 以上で吉田議員の質問は終わりました。これを持ちまして一般質問を終わります。

日程第5、議案第10号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

江田議長 はい、中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第10号、工事請負契約の締結について。長洲分署庁舎建設工事について次のとおり請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。令和2年8月28日提出、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。

1、契約の目的、長洲分署庁舎建設工事。

2、契約の方法、条件付一般競争入札。

3、契約金額、2億9,040万円、税込でございます。

4、契約の相手方、熊本県玉名郡長洲町大字腹赤1530番地1、興亜建設工業株式会社、代表取締役 末吉益美。

提案理由でございますが、有明広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするものであるというものでございます。なお、詳細につきましては消防長より御説明申し上げます。

堀消防長 はい。

江田議長 はい、堀消防長。

堀消防長 はい。消防本部の堀です。別紙資料1ページの議案第10号資料を御覧ください。別紙資料になります。議案第10号資料でございます。よろしいでしょうか。はい。

長洲分署庁舎建設工事に係ります業者選定について御説明いたします。令和2年7月6日、条件付一般競争入札を公告し、7月27日、開札を行いました。開札結果につきましては3社が応札され、興亜建設工業株式会社が2億6,400万円で落札候補者となり、7月29日、事後審査承認を得まして7月30日、仮契約の締結をいたしたところでございます。なお、落札率は97.36%でございました。以上でございます。

江田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論ありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第10号 工事請負契約の締結については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第11号 財産の取得についてを議題といたします。これより提案理由の説

明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

江田議長 はい、中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

議案第11号、財産の取得について。令和2年度車両整備計画に基づき、荒尾消防署に更新配備する災害対応特殊救急自動車の整備を図るため、次の財産を取得することについて地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。令和2年8月28日提出、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。

1、財産の種類、災害対応特殊救急自動車1台。

2、契約の方法、随意契約。

3、取得価格、2,945万8,000円、税込でございます。

4、契約の相手方、熊本県熊本市中央区神水2丁目10番1-105号、株式会社ニッケカスタム熊本、代表取締役 渋谷明子。

提案理由でございますが、有明広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とするからであるというものでございます。なお、詳細につきましては消防長より御説明申し上げます。以上でございます。

堀消防長 はい、議長。

江田議長 はい、堀消防長。

堀消防長 はい。別紙資料の2ページ、議案第1号資料を御覧ください。はい、令和2年度消防車両整備計画に基づく荒尾消防署に更新配備する災害対応特殊救急自動車の取得について御説明いたします。令和2年7月6日に条件付一般競争入札を公告し、7月27日、開札を行ったところです。開札結果につきましては2社が入札参加され、2回入札を行いました。予定価格を下回る入札がなかったために不落となりました。新たな入札の手続きを取る必要がありましたが、救急車の納入期限が180日必要となります。納期が間に合わなくなる恐れもあるため、再入札を行う前に有明広域行政事務組合競争契約入札事務処理要領第2条第2号に基づきまして最低入札者である株式会社ニッケカスタム熊本さんに説明を行い、確認しましたところ随意契約の申出があり、見積書を提出いただいた結果、予定価格を下回りましたので令和2年7月30日に随意契約による仮契約を締結することとなりました。以上でございます。

江田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

池田議員 はい。

江田議長 はい、池田議員。

池田議員 改めまして、おはようございます。和水町の17番議員、池田であります。ただいまより議長の許可がありましたので、賛成討論をさせていただきます。この議案第11号、財

産の取得については賛成であります。では、ただいまから討論を行います。

この所管である有明消防が購入される特殊車両の件において、前回の議会で入札のことを注意と努力を促す旨の意見が私を含め数名の議員から指摘されたことを、堀消防長及び職員の方が真摯に受け止め実施され、今回はその点が活かされていると認められます。また、一般競争入札から随意契約に移行したことの正当性は別として、説明資料を精査いたしますと、資料から一般競争入札を2回実施後、随意契約に切り替えることにより、162万円もの削減に努められておことは事実であります。私以外の議員の方々もそのように受け止められているものと思うところであります。今の現状はコロナ禍で大変と思いますが、この残暑、猛暑の中、熱中症等の事案も増加傾向にあるのではないかと懸念するところであります。救急車の出動も多数あるかと思いますが、職務柄あるときは崇高なる使命として自らの身を危険にさらすことでもあります、一地域住民として敬意を表し感謝申し上げます。身の安全対策も怠りなく確保され、購入の車を最大限に活かし職務に励まされますよう切望いたし、賛成討論といたします。

江田議長 池田議員より賛成の討論がございました。ほかに討論はございませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。日程第6、議案第11号 財産の取得については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第12号 令和2年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算 第2号を議題といたします。これより提案理由の説明を求めます

中嶋事務局長 はい、議長。

江田議長 はい、中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

議案第12号、令和2年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第2号。令和2年度有明広域行政事務組合の一般会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,123万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億6,148万5,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表 地方債補正による。令和2年8月28日提出、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。

補正の主な内容でございますが、5月9日に発生いたしました東部環境センターにおける爆発事故による原形復旧の修繕料の補正、及び7月豪雨により発生いたしました東部環境センターの法面の崩落による災害復旧事業への負担金でございます。また、消防における南関分署庁舎建設事業において構造計算適合判定手数料及び建設工事費の補正でございます。

議案書の4ページでございます。第1表の歳入歳出予算補正の歳入のほうから御説明を申し上げます。

まず初めに7款の繰入金 1項 基金繰入金でございます。補正前の額1億47万円に1,041万6,000円を追加し、予算現計を1億1,088万6,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、令和2年7月豪雨により発生いたしました東部環境センター法面災害復旧事業の支出における財源といたしまして東部清掃基金から1,036万3,000円の繰入によるもの。また、南関分署庁舎建設事業に伴う構造計算適合判定手数料の支出における財源といたしまして消防施設整備基金から5万3,000円の繰入を行うものでございます。

次に9款 諸収入 2項 雑入でございます。補正前の額4,760万4,000円に1億1,352万円を追加し、補正後の予算現計を1億6,112万4,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、5月9日に発生いたしました東部環境センターにおける1号炉灰押出機爆発事故の原形復旧に係る公有建物損害共済保険金を計上いたすものでございます。

次に、10款 組合債 1項 組合債でございます。補正前の額22億1,470万円に1億2,730万円を追加し、補正後の予算現計を23億4,200万円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、南関分署庁舎建設事業において構造計算適合判定手数料及び建設工事費を起債分として計上いたすものでございます。

続きまして歳出予算について御説明を申し上げます。歳出予算の説明につきましては、お手元のほうに資料あるかと思いますが、別添資料の有明広域行政事務組合一般会計補正予算説明書第2号にて御説明を申し上げます。補正予算第2号の資料の3ページをお開きいただきたいと思っております。

4款 衛生費 3項 清掃費 6目 東部清掃施設管理運営費でございます。補正前の額6億1,373万円に1億2,388万3,000円を追加し、予算現計を7億3,761万3,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、10節の需用費1億1,352万円は東部環境センター1号炉灰押出機爆発事故の原形復旧に係る修繕料でございます。18節の負担金補助及び交付金1,036万3,000円は東部環境センター法面災害復旧事業に係る負担金でございます。

次に、5款 消防費 1項 消防費 3目 庁舎建設費でございます。補正前の額18億2,467万円に1億2,735万3,000円を追加し、予算現計を19億5,202万3,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、11節の役務費15万3,000円は、南関分署庁舎建設事業に伴う構造計算適合判定手数料でございます。14節の工事請

負費1億2,720万円は南関分署庁舎建設事業の今年度に係る建設事業でございます。以上、補正予算第2号につきまして御説明を申し上げます。

引き続き、議案書に戻っていただきまして、議案書の6ページをお開きいただきたいと思えます。6ページでございます。

第2表 債務負担行為補正でございます。まず上段でございますが、事項といたしまして南関分署庁舎建設工事管理業務委託料、期間は令和3年度、限度額は478万5,000円でございます。続いて下段でございますが、事項といたしまして南関分署庁舎建設工事請負費、期間は令和3年度、限度額は1億9,080万円でございます。

議案書の7ページでございます。

第3表 地方債補正でございます。起債の目的といたしまして、消防施設整備事業、補正前の限度額22億1,470万円を補正後の限度額23億4,200万円にいたすものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。以上、議案第12号の組合一般会計補正予算第2号について御提案申し上げます。御承認のほどよろしくお願ひします。

江田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより提出議案について質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議案第12号、令和2年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決いたしました。

日程第8、審査事項の付託についてを議題といたします。議会運営委員会から会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りいたします。議会運営委員会からの申出のとおり決することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は議会運営委員会からの申出のとおり閉会中の継続審査に対することに決定いたしました。閉会審査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。よって、令和2年度第3回 有明広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 (午前11時08分)

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

有明広域行政事務組合議会議長

江 田 計 司

有明広域行政事務組合議会署名議員

鶴 田 賢 了

有明広域行政事務組合議会署名議員

濱 崎 久

以 下 余 白